

賃貸借及び電気通信サービス契約書（案）

群馬県知事 山本 一太（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が所有するスマートフォン端末の賃貸借及び電気通信サービスに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸借機器名及び数量

スマートフォン端末：〇〇〇

数量：27台

2 通信サービス

品質：4G及びLTE回線、またはそれ以上の通信速度の回線

容量：月20GB

数量：27回線

第2条 契約額は、月額 円（内消費税及び地方消費税の額は 円）とし、契約額の総額は、 円（内消費税及び地方消費税の額は 円）とする。ただし、契約額に含まれるユニバーサルサービス制度及び電話リレーサービス制度に基づく料金については、当該制度に基づき乙が定める額に変更できることとし、それにあわせ契約額も変更されることとする。

第3条 賃貸借及びサービス提供開始期限は令和7年10月1日とし、賃貸借及びサービス提供期間は36か月間とする。

2 契約の終期までに甲又は乙から契約を解除する等の通告がないときは、同一の条件のもと各年度における予算の範囲内で契約を継続することができる。

3 契約期間中であっても甲の申し出により契約を解除できる。ただしその際甲は、乙が別途定める違約金等を支払わなければならない。

第4条 乙は甲に対し、本契約に基づく契約代金の支払請求を月ごとに請求することとする。

2 甲は適法な請求書を受領してから30日以内または乙の指定する日に支払わなくてはならない。

第5条 機器等が故障により使用不能となった、または然るべき性能を発揮できなくなった旨、甲から乙に対して通知があったとき、乙は速やかに機器等の修理・交換を行わなければならない。

2 前項に規定する補修に必要な費用は、賃貸借料に含むものとする。

第6条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに期すべき事由により、契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (5) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。
- (6) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (7) その他この契約書の条項に違反したとき。

第7条 乙はこの契約の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。また、個人情報を適切に扱わなければならない。なお、レンタル機器の返却等を行う場合は記録した情報を復元不可能に、又は記録媒体を物理的に破壊しなければならない。

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行については、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）によるほか、甲・乙で協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和7年9月〇〇日

(甲) 住所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
氏名 群馬県知事 山本 一太 印

(乙) 住所
氏名 印